

令和8年度ニホンジカ大規模捕獲技術実証業務仕様書

1 業務目的

広島県（以下「甲」という。）は、近年生息域の拡大と頭数の増加によって農作物被害額が増加傾向にあるニホンジカ（以下「シカ」という。）を大型囲い罟等の活用により、省力的かつ効率的に捕獲する技術（以下「大規模捕獲技術」という。）を実証し、得られた知見をもとに、「大規模捕獲手順書」（以下、「手順書」という。）に整理し、既存の有害捕獲活動と組み合わせた取組を普及することで被害額の低減に寄与することとしている。

本委託業務は、モデル地区を選定して大規模捕獲技術の実証を行い、その技術の確立を図る。

2 業務内容

受注者（以下「乙」という。）は、甲の指示に従い、大規模捕獲技術の普及をめぐる課題を整理し、「3 有害捕獲活動に係る課題解決に向けた取組」を理解した上で、次の業務を行うこと。

（1）大規模捕獲技術の実証

有害捕獲活動において、大型囲い罟と自動捕獲装置を組み合わせることで捕獲することにより、省力的かつ効果的なシカの大規模捕獲に必要な体制と技術を実証し、モデル地区を選定して以下の取組を行う。

なお、コスト面や技術内容において他地域の有害捕獲活動への移転が実現可能かどうか留意すること。

① 実施体制の整備・監理

本業務の円滑な実施に必要な体制を整備する。また、監督者の指示が活動へ反映されているかチェックするための監理のあり方も含む。

② 捕獲計画の作成に必要な現状把握

4（2）で設定するモデル地区において、カメラの設置やドローンの使用により有害個体の発生場所等のデータを収集する。収集したデータや被害発生場所等の情報をGISへ集約・可視化し、その情報を基に乙が実施する捕獲計画を定める。

③ 大規模捕獲の実施

②で策定した捕獲計画に基づき、安全かつ効率的な捕獲手法によって、シカを大規模捕獲する。なお、大規模捕獲は県知事から個体数調整の捕獲許可を得た認定捕獲事業者が実施すること。

④ 捕獲効果の検証

捕獲による効果を捕獲位置情報やその後の被害・目撃情報の変化で確認する。

（2）実証成果の取りまとめ

（1）の取組により実証する大規模捕獲技術について、成果や改善内容等を取りまとめた手順書を作成し、市町が自らの捕獲計画を作成する際に、これを活用することで普及を図る。

手順書には標準的な仕様やコストについても記載すること。

（3）その他業務目的の達成に必要な業務

乙は、（1）～（2）の業務の他、1 業務目的に掲げる、大規模捕獲技術の実証に資する業務を行う。

（4）留意事項

実証及び普及に必要な機材等（以下「機材等」という。）については、乙が購入またはリースにより調達すること。

ただし、ドローンについては、リースまたは再委託により調達し、購入は認めない。
また、汎用性の高いパソコンやタブレット等は経費に含めないこととしている。

3 有害捕獲活動に係る課題解決に向けた取組

全国的に有害捕獲の効果の発揮が課題で、県内においてもシカの捕獲頭数は増加傾向にあるが、農作物被害額は横ばいで推移している状況にある。今後、捕獲従事者の減少と高齢化の進行によって捕獲体制の維持が懸念される中で、甲は、有害捕獲の実施主体である市町が確実に加害個体を捕獲するために、出没・被害情報や捕獲以外の対策の実施状況などから適切に捕獲場所等を選定して円滑に実施することを支援する観点から、「有害捕獲ガイドライン（令和8年3月）」を策定し、有害捕獲に係る課題の解決に向けて市町等と連携して取組を進めている。

(1) 捕獲体制の確保

安全かつ効果的な捕獲技術によって、有害捕獲活動が計画的に実施できる体制を整備する。

(2) 捕獲による被害低減

捕獲従事者の経験や都合に任せることなく、市町が出没・被害情報を分析し、的確な指示による加害獣の捕獲を実施する。

(3) 捕獲個体の円滑処理

市町や捕獲従事者の負担となっている、捕獲個体の主な処理方法となっている焼却や現地での埋設作業の負担軽減を図るためのジビエ利用の取組を支援する。

4 実施する市町及び地区

(1) 実施する市町

三原市

(2) 実施するモデル地区

乙は、甲及び三原市と協議の上、(1)において選定した地域の中に、モデル地区を設定（2地区）する。

5 業務実施期間

契約の日から令和8年12月25日まで。

6 協議及び提出物

(1) 協議

- ① 乙は、業務の進捗確認及びより効果的な遂行を実現するため、本業務の実施の進捗状況を適宜報告し、甲と連携・調整を図ること。
- ② 乙は、本業務の実施にあたって、不明確な点や改善の必要があると認められる場合には、直ちに甲と協議・調整を行うこと。
- ③ 本仕様書に関して疑義を生じた事項及び本仕様書に定めのない事項については両者協議の上、これを解決するものとする。

(2) 報告書及び成果物

以下の報告書等について、電子データで提出すること。

なお、本委託業務により得られた成果は、原則として県に帰属する。

① 業務報告書

次の項目について記述・説明した報告書を作成

・ 2の(1)及び(2)の活動について、契約日に属する月から令和8年12月までの毎月の活動状況(様式第1号)(翌月10日までに提出するものとする。ただし、令和8年12月分については、業務報告書とあわせて提出する。)

・ 課題と成果

・ 今後の取組の方向

② 成果物

・ 2の(2)において作成される実証成果の取りまとめ

・ 2の(2)において作成される「大規模捕獲手順書」

7 経費

(1) 対象経費

本業務の対象経費は次に掲げる項目とする。

① 実証資材費

② 日々雇用される雑役並びに事務及び技術補助員に対する賃金

③ 専門的知識を提供する者への旅費・謝金

④ 会場借料、研修用機械器具の借料

⑤ 研修・講習受講費用及び旅費

⑥ 研修教材費

⑦ 事務用品、印紙代

⑧ 書類等の印刷費及び製本費

⑨ 郵便料、電信電話料及び運搬費

(2) コストの考え方

本業務の作業コストの考え方は次のとおり。

本業務は「実施体制の整備」「人材育成活動」「捕獲活動」で構成する。各項目に記載しているものの他、以下の積算や単価による。

(積算基準)

・ 国有林野における有害鳥獣捕獲等事業の実施に係る事業者要件、積算基準及び共通仕様書の制定について(平成31年4月16日付け30林国経第130号(最終改正:令和8年3月31日付け7林国経第77号))

(労務単価)

・ 令和8年3月から適用する公共工事設計労務単価(国土交通省令和8年2月)の特殊作業員・普通作業員・土木一般世話役単価

(捕獲頭数)

・ 95頭に設定して積算を行っている。

(3) 捕獲活動経費の支払い

本業務の2の(1)の③の実施に係る捕獲従事者への捕獲活動経費の支払いについて、乙は、次の作業項目を実施した際は、作業記録(様式第1号等)により作業実態を確認し、捕獲従事者に対し、活動時間に応じて算出した活動経費を支出するものとする。

・ 誘引餌の設置、わなの架設・撤去、見回等活動に対する賃金。

・ 見回り・捕獲活動等に要した車両の燃料代。

※ 捕獲活動経費等の単価については、契約締結後、甲と乙で協議の上決定し、実際に捕獲従事者に支払われていることを書類で確認する。

また、捕獲活動に係る資機材については、次の項目に該当するものについて、本業務の対象経費とし、支出証拠書類により確認する。ただし、振込手数料は対象外とする。

(4) 保険への加入

乙は、本業務の実施に係る捕獲従事者に対して、次の要件に合致するよう保険に加入するものとし、本業務の対象経費とする。

- ・わなの設置、見回り等、捕獲活動に起因する事故を補償対象とする賠償責任保険及び傷害保険に加入すること。

- ・また、甲が法律上の損害賠償責任を負った場合も補償対象となる内容であること。

※ 捕獲従事者が狩猟を行う目的で加入しているハンター保険等の保険は活用しないこととする。

※ 加入した保険の内容がわかる資料を提出すること。

(5) 錯誤捕獲の対応

シカ以外の鳥獣が捕獲された場合の捕獲個体の処理にかかる経費は対象外とする。

その捕獲個体の処理については、三原市の指示に従うこと。

ツキノワグマが捕獲された場合には、乙は安全確保措置（近辺の立入禁止看板の緊急設置等）を施すとともに、速やかに甲、監理者及びツキノワグマ捕獲許可権限を有する行政機関に報告の上でその指示に従い、法令に基づき適切な措置を行うこと。

8 その他

業務の実施にあたっては、『食料・農業・農村政策の新たな展開方向』に基づく具体的な施策の内容(令和5年12月27日食料安定供給・農林水産基盤強化本部決定)において示された環境負荷低減事業活動の促進及びその基盤の確立に関する基本的な方針(令和4年農林水産省告示第1412号)第二の2の③の「農林漁業に由来する環境負荷に総合的に配慮するための基本的な取組」のうち最低限行うべき環境負荷低減の取組を実施すること。

業務で乙が購入する機材は甲の財産として、業務実施中は甲が乙に貸与するものとし、業務完了後は原則甲に返還すること。

その他、関係する法令等を遵守すること。